

貯水槽水道管理基準

1 管理目標

- ① 貯水槽水道の清掃を毎年1回以上、定期的を実施する。
- ② 貯水槽水道の管理の検査を毎年1回以上、定期的に受検する。
※施設の設置、更新または改修時は、適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を実施する。
- ③ 給水栓における水の色・濁り・臭い・味に注意する。
給水栓における水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行う。
- ④ 残留塩素の検査を7日以内に1回、定期に行う。
- ⑤ 貯水槽等の設備点検を1ヶ月以内ごとに1回、定期に実施する。
- ⑥ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。
- ⑦ 実施した点検、検査の記録を整理して5年間保存する。

2 管理方法

管理目標を達成するために、毎年度、具体的な管理の日程等について管理スケジュール表(様式1)を用いて計画し、管理を行う。

(1) 貯水槽の清掃

- ① 毎年1回以上、定期的を実施する。
- ② 建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号の規定に基づき京都府知事登録を受けた業者に委託して実施する。

(2) 貯水槽水道の管理の検査

- ① 毎年1回以上、定期的を実施する。
- ② 水道法第34条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた者に委託して実施する。

(3) 施行時検査

- ① 施設の設置、更新または改修時に適切に工事が行われたか確認するため、衛生上の観点から判断する検査を受検する。
- ② 水道法第34条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた者に委託して実施する。

(4) 水の色・濁り・臭い・味の検査

- ① 毎日実施し、その結果を水質検査記録表(様式2)に記録する。
管理基準：異常がないこと
- ② 給水栓における水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う。

(5) 残留塩素の検査

週 1 回実施し、その結果を水質検査記録表に記録する。

管理基準：検出されること

(6) 貯水槽等の設備点検

- ①一月ごとに一回、定期的に管理者自ら行うか、又は専門業者に委託して行う。
- ②点検の結果を設備点検表（様式 3）に記録する。

点検項目	管 理 基 準
水槽周囲の状態	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
水槽本体の状態	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
水槽内部の状態	掃除が定期的に行われていること。
水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。 点検等を行うもの以外が容易に開閉できないこと。
水槽のオーバーフ ロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
水槽の通気管の状 態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。

③標準的な点検項目及び管理基準は、下表のとおりとする。

(7) 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。

(8) 記録の保存

①上記(1)から(6)で実施した記録を整理し、5年間保管する。

記録は「記録管理台帳」（様式 4）を作成し管理する。

②記録の種類

記録とは、次のものをいう。

ア. 管理スケジュール表

イ. 貯水槽清掃作業報告書

ウ. 貯水槽水道検査結果書

エ. 給水栓における水質検査記録

オ. 給水栓における水の異常時に行う水質検査結果書

カ. 設備点検記録

キ. 記録管理台帳

4. 情報公開

行政機関又は当該貯水槽水道の関係者から求めがあった場合、管理基本計画及び計画に基づき実施した内容の記録を公開する。

別 表

水質基準項目

	項 目		項 目
1	一般細菌	27	トリクロロ酢酸
2	大腸菌	28	ブロモジクロロメタン
3	カドミウム及びその化合物	29	ブロモホルム
4	水銀及びその化合物	30	ホルムアルデヒド
5	セレン及びその化合物	31	亜鉛及びその化合物
6	鉛及びその化合物	32	アルミニウム及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物	33	鉄及びその化合物
8	六価クロム化合物	34	銅及びその化合物
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	35	ナトリウム及びその化合物
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	36	マンガン及びその化合物
11	フッ素及びその化合物	37	塩化物イオン
12	ホウ素及びその化合物	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
13	四塩化炭素	39	蒸発残留物
14	一・四―ジオキサン	40	陰イオン界面活性剤
15	一・一―ジクロロエチレン	41	（四S・a S・ハ a R）―オクタヒドロ― 四・ハ a ―ジメチルナフタレン―四 a （ニ H）―オール（別名ジェオスミン）
16	シス―一・二―ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン	42	一・二・七・七―テトラメチルビジクロ 〔ニ・ニ・一〕ヘプタン―二―オール（別 名二―メチルイソボルネオール）
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
21	クロロ酢酸	43	非イオン界面活性剤
22	クロロホルム	44	フェノール類
23	ジクロロ酢酸	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量
24	ジブロモクロロメタン	46	pH 値
25	臭素酸	47	味
26	総トリハロメタン クロロホルム ジブ ロモクロロメタン ブロモジクロロメタ ン 及びブロモホルム	48	臭気
		49	色度
		50	濁度

様式第 1

簡 易 専 用 水 道 設 置 報 告 書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

簡易専用水道の設置について、亀岡市簡易専用水道管理運営指導要綱第 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

簡易専用水道を 設置する 建築物の 概要	名 称			
	所 在 地			
	用途及び 延床面積	用 途	延床面積	構造・規模
			㎡	ビル管理法による特定建築の届出
				有 ・ 無
簡易専用水道の概要				
受水する水道の名称				
使用開始予定年月日				
管理責任者氏名及び住所		TEL		

(添付書類)

- 1 建築物の位置図
- 2 受水槽、高置水槽の配置図及び構造図

受水槽、高置水槽の概要（系統別）

名称(系統別)					
簡易専用水道の概要（系統別）		受 水 槽	(有効容量) m ³ (計 基)		
		高 置 水 槽	(有効容量) m ³ (計 基)		
水槽等の番号		1	2	3	4
水槽等の種類		受水槽 高置水槽 その他 ()	受水槽 高置水槽 その他 ()	受水槽 高置水槽 その他 ()	受水槽 高置水槽 その他 ()
水槽等の設置場所		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
水槽等の形式	形 式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式
	点検方法	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能
水槽等の容量	実容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	有効容量	m ³	m ³	m ³	m ³
水槽等の構造		鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 ()	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 ()	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 ()	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 FRP その他 ()
消毒施設の有無		有 無	有 無	有 無	有 無
備 考					

注) 複数の建築物にそれぞれ異なる系統の簡易専用水道を設置するなど、複数の系統が存在する場合は、系統ごとに本別紙に掲載する。

簡 易 専 用 水 道 構 造 等 変 更 報 告 書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

簡易専用水道の位置又は主要な構造を変更しますので、亀岡市簡易専用水道
管理運営指導要綱第 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

簡易専用水道 を設置してい る建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要 な構造の変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

(添付書類) 変更に係る図面

- 1 建築物の位置図
- 2 受水槽、高置水槽の配置図及び構造図

簡 易 専 用 水 道 氏 名 等 変 更 報 告 書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

簡易専用水道の設置者の氏名、住所又は施設名称を変更しましたので、亀岡市簡易専用水道管理運営指導要綱第 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

簡易専用水道 を設置してい る建築物	名 称	
	所 在 地	
設置者の氏名、 住所又は施設名 称の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

簡易専用水道休止（廃止）報告書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

簡易専用水道を休止（廃止）しましたので、亀岡市簡易専用水道管理運営指導要綱第 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

簡易専用水道 を設置してい る建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 年 月 日 廃 止		
休 止（廃止）の理由		

給 水 停 止 （ 水 道 事 故 ） 報 告 書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

簡易専用水道において、水道事故(給水停止)が発生しましたので、亀岡市簡易専用水道管理運営指導要綱第2条の規定により、下記のとおり報告します。

記

簡易専用水道を 設置している建 築物	名 称	
	所 在 地	
水 道 事 故 等 の 発 生 日 時		
簡 易 専 用 水 道 の 利 用 人 数		
被 害 の 発 生 状 況 (症 状 、 人 数 等)		
受水槽等の異常の状況(事故 の原因、被害の原因と推定さ れる物質、微生物の種類及び その濃度)		
応 急 措 置 の 状 況		
給 水 停 止 等 の 状 況		
備 考		

(注)水質検査を実施したときは、水質検査結果書の写しを添付すること。

確 約 書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

今回の給水申請において、小規模貯水槽水道の設置を申請するにあたり、
亀岡市水道事業給水条例施行規程第32条の規定及び、貯水槽水道管理基準
に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めることを確約しま
す。

記

建築物の概要	名 称			
	所 在 地			
	用 途		延 床 面 積	m ²
	構 造・規 模			
貯水槽水道の方式		高置水槽方式・圧力水槽方式・ポンプ直送方式		
管 理 責 任 者		住所		
		氏名 TEL		

小規模貯水槽水道設置報告書

年 月 日

亀岡市長

設置者住所 〒

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

小規模貯水槽水道の設置について、亀岡市水道事業給水条例施行規程
第32条の規定により、下記のとおり報告します。

記

建築物の概要	名 称			
	所 在 地			
	用 途		延 床 面 積	m ²
	構 造・規 模		ビル管理法による 特定建築の届出	有 ・ 無
貯水槽水道の方式		高置水槽方式・圧力水槽方式・ポンプ直送方式		
貯水槽水道の概要		別紙のとおり		
使用開始予定年月日				
管 理 責 任 者	住所			
	氏名 TEL			

(添付書類)

1.建築物の位置図 2.受水槽、高置水槽の配置図及び構造図 3.水質検査書の写し

貯水槽水道の概要 (系統別)

名称(系統別)			
貯水槽の概要 (系統別)		受 水 槽	(有効容量) m ³ (計 基)
		高 置 水 槽	(有効容量) m ³ (計 基)
水槽等の番号		1	2
水槽等の種類		受水槽 高置水槽 その他 ()	受水槽 高置水槽 その他 ()
水槽等の設置 場所		屋内 屋外	屋内 屋外
水槽 等の 形式	形 式	地上式 地下式 半地下式	地上式 地下式 半地下式
	点検方 法	六面点検可能 六面点検不可能	六面点検可能 六面点検不可能
水槽 等の 容量	実容量	m ³	m ³
	有効容 量	m ³	m ³
水槽等の構造		鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 F R P その他 ()	鉄筋コンクリート製 鉄鋼製 F R P その他 ()
消毒施設の有無		有 無	有 無
備 考			

注) 複数の建築物にそれぞれ異なる系統の貯水槽水道を設置するなど、複数の系統が存在する場合は、系統ごとに本別紙に掲載する。

小規模貯水槽水道構造等変更報告書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

小規模貯水槽水道の位置又は主要な構造を変更しますので、亀岡市水道事業給水条例施行規程第 3 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

小規模貯水槽 水道を設置し ている建築物	名 称	
	所 在 地	
位置又は主要 な構造の変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

- (添付書類) 変更に係る図面
- 1.建築物の位置図 2.受水槽、高置水槽の配置図及び構造図

小規模貯水槽水道氏名等変更報告書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒
(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

TEL

小規模貯水槽水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、亀岡市水道事業給水条例施行規程第 3 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

小規模貯水槽 水道を設置し ている建築物	名 称	
	所 在 地	
氏名又は住所 の変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

小規模貯水槽水道休止（廃止）報告書

年 月 日

亀 岡 市 長

設置者住所 〒

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

TEL

小規模貯水槽水道を休止（廃止）しましたので、亀岡市水道事業給水条例施行規程第32条の規定により、下記のとおり報告します。

記

小規模貯水槽 水道を設置し ている建築物	名 称	
	所 在 地	
休 止 年 月 日 廃 止		
休 止（廃止）の理由		

様式1 管理スケジュール表

管理スケジュール表

[illegible]

様式2 水質検査記録

水質検査記録表(月)

区分	色	濁り	臭気	味	残留塩素	摘要
1日					mg/L	
2日					mg/L	
3日					mg/L	
4日					mg/L	
5日					mg/L	
6日					mg/L	
7日					mg/L	
8日					mg/L	
9日					mg/L	
10日					mg/L	
11日					mg/L	
12日					mg/L	
13日					mg/L	
14日					mg/L	
15日					mg/L	
16日					mg/L	
17日					mg/L	
18日					mg/L	
19日					mg/L	
20日					mg/L	
21日					mg/L	
22日					mg/L	
23日					mg/L	
24日					mg/L	
25日					mg/L	
26日					mg/L	
27日					mg/L	
28日					mg/L	
29日					mg/L	
30日					mg/L	
31日					mg/L	

※管理基準:色・濁り・臭気・味は異常でないこと。残留塩素は検出されること。

様式3 設備点検記録

設備点検表

点検実施者：

区分	管理基準	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水槽周囲	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。												
水槽本体	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。												
	水位電極部等の接合部が固定され、防水密閉されていること。												
水槽内部	掃除が定期的に行われていること。												
マンホール の状態	ふたが防水密閉型、衛生上有害なものが入らないこと。												
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないこと。												
オーバー フロー管	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。												
通気管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。												
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。												
特記事項													

【 判定 】 良好 ： ○ 不良 ： ×

京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

1 目的

この要領は、「飲用井戸等衛生対策要領」(昭和62年1月29日付け衛水第12号及び平成4年12月21日付け衛水第266号厚生省生活衛生局長通知)に基づき、府内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定め、生活衛生課長及び保健所長が設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法に規定する「専用水道」又は「簡易専用水道」に該当しないものをいう。

ただし、京都市内に設置されている施設及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設を除く。

(2) 設置者等

小規模貯水槽水道を所有する者、又は、維持管理の責任を有する者をいう。

(3) 指定検査機関

水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

(4) 利用者

小規模貯水槽水道から給水を受ける者をいう。

(5) 清掃業者

建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき、同項第5項の知事登録を受けた者をいう。

3 管理及び水質検査等

保健所長は、設置者等が次に掲げる基準に従い、日常的に自ら適正な管理・検査の実施に努めるよう指導するものとする。

(1) 定期清掃

水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 点検等汚染防止措置

有害物、汚水などによって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。

(3) 異常時の水質検査等

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて臨時の検査を行うこと。また、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を

超える汚染が判明した場合には、保健所長へ連絡し指示を受けること。

(5) 原因調査等

汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(6) 定期の水質検査

給水栓におけるの色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(7) 帳簿書類の整理及び保存

帳簿書類を整理し、施設の配置図・耕造図を永年保存するとともに、管理・検査に関する記録を3年保存すること。

(8) 検査機関

小規模貯水槽水道の臨時の水質検査及び管理状況についての検査を依頼するに当たっては、指定検査機関に対して行うこと。

4 指導及び啓発等

(1) 措置者等に対する啓発

保健所長は、水道事業者の協力を得て、設置者等に対し、小規模貯水槽水道の適正な管理及び検査について正しい知識の普及啓発を図るものとする。

(2) 対象施設の把握

保健所長は、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者の住所、氏名及び受水槽の容量等(以下「対象施設の設置場所等」という。)について、管内水道事業者から年に1回の定期報告(別記様式1)等に基づき、管内対象施設の設置場所等の把握に努めるとともに、その記録を保存するものとする。

(3) 管理状況の把握及び指導

保健所長は、設置者等、利用者及び指定検査機関等の協力を得るほか、建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく、清掃業者の報告により、対象施設の管理状況の把握に努め、必要に応じて水道事業者と協力して設置者等に対する指導を行うものとする。

5 連絡調整等

生活衛生課長は、この要領に定める目的を達成するため、広域的な事項について連絡調整を図るとともに、保健所長に対し情報の提供、助言を行うものとする。

附則 この要領は、平成7年7月26日から施行する。

附則 この要領は、平成14年5月29日から施行する。